

教職第1317号

平成25年 2月13日

各 県 立 学 校 長 } 様
総務部総務事務センター所長 }

埼玉県教育委員会教育長

(公印省略)

「学校職員の通勤届等の取扱いについて」の一部改正について（通知）

公金の更なる適正支出のため、自動車等を自ら運転し通勤する職員に係る、平成25年4月1日以降の通勤手当の確認及び決定等の際には、総務事務センターあて運転免許証の写しの提出を求めるものとします。については、「学校職員の通勤届等の取扱いについて」（平成20年12月26日教職第1163号）の一部を下記のとおり改正したので、職員への周知をお願いします。

記

第2 確認及び決定について

5の次に「6 自動車等を自ら運転し通勤する職員については、通勤届にその旨記入した上で、通勤手当の確認及び決定に当たり、法律で義務付けられている運転免許証がある場合には、その写しの提出を求ること。」を加える。

第3 事後の確認

「提示」を「写しの提出」に、「少なくとも6月に1回程度は通勤手当の」を「隨時、支給要件を具備するかどうか及び」に改め、「適正であるかどうか」の次に「等を」を加える。

教育局教育総務部教職員課 制度・指導担当

電話048-830-6667